



発行日／2012年（平成24年）2月15日 発行／羽生市議会 編集／議会だより編集委員会



二十歳の門出を祝う ～成人式1月8日(日)文化ホール～

今年の成人者は639人、式典には471人が参加しました。

会議のあらまし (12月定例市議会)

- ・ 11月28日（本会議第1日）
開会の後、会期について議会運営委員長から報告があり、12月14日までの17日間と決定。
 - ・ 諸般の報告の後、請願の委員会付託を行う。
続いて、議案第62号から同第66号まで、同第74号及び同第75号の7議案が上程され、提案説明を受け、質疑、採決を行う。
 - ・ 続いて、議案第67号から同第73号まで、同第76号及び同第77号の9議案が上程され、提案説明を受け、散会
 - ・ 11月29日～12月4日
議案調査等のため休会
 - ・ 12月5日（本会議第2日）
議案第67号から同第73号まで、同第76号及び同第77号の9議案に対する質疑の後、議案を各常任委員会に付託。
続いて、市政に対する一般質問（3人）を行い散会
 - ・ 12月6日（本会議第3日）
市政に対する一般質問（4人）を行い散会
 - ・ 12月7日（本会議第4日）
市政に対する一般質問（4人）を行い散会
 - ・ 12月8日
付託議案等の審査のため、各常任委員会を開催
 - ・ 12月9日～13日
各常任委員会事務整理等のため休会
 - ・ 12月14日（本会議第5日）
付託議案等について各常任委員長から審査報告、議員から議案第67号に対する修正案の提出があり、質疑、討論、採決を行う。
続いて、市長から追加議案1件が上程され、採決を行う。
- 最後に、埼玉県都市競艇組合議会議員の選挙を行い閉会

市政に対する 一般質問

そこが… 聞きたい



一般質問は、提出議案以外で市政全般にわたる事務の執行状況や将来に向かっての方針などを執行部に問うものです。今期定例会では、12月5日、6日、7日の3日間にわたり11人の議員によって行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

消防の広域化について

島村 勉 議員

・質問 平成18年6月に、消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行されたことにより、都道府県では消防庁長官が定める基本指針に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として消防広域化推進計画を定めるものとされた。

これに基づき、当市は県東北部5市3町、久喜市、加須市、蓮田市、幸手市、羽生市、杉戸町、白岡町、宮代町でつくる消防広域化第7ブロック協議会を平成22年1月に発足し、約2年にわたり協議を進めてきたが、平成23年11月25日に、蓮田市とともに退会を表明した。そこで、退会に至るまでの経緯について、また、今後の方向性について伺いたい。

答弁(市長) 負担金・配置職員数・消防団事務の取り扱い等について、構成市町間で大きな相違があり、協議を重ねたが、課題を解決することができず、当市は同協議会から退会することとなった。主な理由は次のようなものが挙げられる。広域化後10年間は現在の消防に係る経費と変わらないものの、その後の負担額は、急激に増加すると見込まれる。また、消防団に係る事務や休日及び夜間における市役所への電話対応等がでなくなることで、広域化後は消防団事務を

市役所で行うことになり、築いてきた消防署と消防団の信頼関係が崩れることが懸念される。これらを総合的に勘案し熟考を重ねた結果、当市にとって広域化によるメリットは少なく、むしろデメリットの方が大きいと判断せざるを得ない結論に至り、協議会を退会するに至った。

よって、今後しばらくは、現体制を継続し、単独消防本部での消防行政を展開し、市民の安全・安心を第一に考え、サービスの更なる向上を目指していきたい。

その他の質問

- ・東日本大震災被害の羽生市の復旧状況について
- ・菊花展の展示場移転の理由について



議会の詳細は 市議会会議録をどうぞ

「羽生市ぎかいだより」は、毎年4回開催される定例会ごとに、本会議で行われた一般質問や議案質疑の主な内容、答弁などをお知らせしています。詳細にわたって内容をお知りになりたい方は、市議会が発行している「羽生市議会会議録」をご覧ください。

前会までの会議録は、市立図書館、各地区公民館、市議会図書室(市役所4階)に備え付けてあります。

また、市議会会議録は、市のホームページでも閲覧できます。平成8年度以降の会議録がご覧いただけますので、是非ご利用ください。

羽生市ロケーションサービス の活用について

中島 直樹 議員

・質問 平成21年9月定例会において、観光振興として、ドラマや映画のロケーション誘致によるまちおこしを提案させていただき、その後、羽生市ロケーションサービスが設立された。しかし、撮影依頼や撮影実績があるにも関わらず、内外への周知が消極的

であると感じられる。そこで、ロケーションサービスをどのように活用しようと考えているか、見解を伺いたい。また、市民との協働により、ロケーションサービスを活性化させる視点から、エキストラの登録制度を設けてどうか。



撮影の様子(利根川河川敷)

・答弁(経済環境部長) 羽生市ロケーションサービス協議会は、当市の魅力などを広く情報発信し、地域経済の活性化を図り、観光交流人口100万人を目指すことを主眼とし、平成21年8月に発

足した。そして、実績は、平成21年度相談件数43件、撮影1件、平成22年度相談件数54件、撮影4件、平成23年度相談件数25件、撮影2件となっている。

今後、広く撮影に使用してもらえよう、市ホームページに撮影候補地を紹介、撮影実績等も掲載し、周知していくとともに、撮影依頼が増加するように、積極的にPRに努め、ロケ地誘致を図りたい。また、撮影等が円滑に実施できるように、支援体制の整

備や運営を行うとともに、積極的な市民参加によるロケ地誘致、協力、支援を行い、エキストラ出演の登録制度の整備に努めていきたい。そして、ロケーションサービスを通じて、当市のイメージアップや経済波及効果、ロケ地を通しての観光資源化と交流人口の増加、地域経済の活性化に繋がってきたいと考えている。

その他の質問
・図書館の運営方針と事業計画について

花と緑のふるさとづくり について

根岸 義男 議員

・質問 耕作放棄地や休耕地などに季節にあった菜の花やレンゲ、あじさい、ひまわり、コスモス、椿など、きれいな花を育て、子や孫の世代に美しいふるさとを残したいと考える。そこで、次の点について伺いたい。

①花と緑のふるさとづくりに
②菜の花やレンゲなど、転作物の作付に対する国や県の補助金制度について
③学校として花の育成、観察、環境教育への考え方について
・答弁(①市長②経済環境部長③学校教育部長)
①美しいふるさととの花と緑を

守り育て次代に伝え、羽生市ならではの景色を作り上げていきたいと考えており、そのためには市民一人ひとりが羽生市に愛着と誇りを持ち取り組んでいくことが必要であると認識している。そこで、花や緑を育てるグループづくりなど、地域の方々が協力し合い楽しみながら栽培をできる仕組み作りを検討していきたい。

②「環境保全型農業直接支援対策」や「農地・水環境保全向上対策」などがある。これらを活用し、今年度、三田ヶ谷地区において、約4ヘクタールのコスモスが作付され、また、キヤッセ羽生周辺に約3ヘクタールの菜の花、その他、市内に約5ヘクタールのレンゲが作付けされた。今後も、国や県の施策を積極的に活用し、良好な田園景観を目指したいと考えている。

③環境教育はかけがえのない美しい地球を子孫に残す面から、植物や動物の生命を慈しみ美しい自然を愛する心を育てる面からも重要であると認識している。そこで、市内の小学校において、校内の花植えを行うなど、環境教育を実践しており、高い評価も得ている。今後も住みよい地球を目指すとともに、豊かな心を育む教育を充実させていきたいと考えている。



コスモス畑(三田ヶ谷地区)

福祉施設とは何か

新井 貫司 議員

・質問 特別養護老人ホームの入所について、次の点を伺いたい。

- ①入所するための費用は、市が決定しているのか、あるいは市に一定の基準はあるが、施設がそれを超えて要求し、金額の決定まで行っているのか。
- ②医療ケアのためか入所者を

別の施設に送迎し、行ったり来たりしているところも見受けられる。重複した処置を受けていることはないのか、それをチェックする部署があるのか。

・答弁 (市民福祉部長)

①特別養護老人ホームへ入所するための費用については、入所における身体介護や生活

援助などの基本的な介護サービス費で定められている。これは国の基準により介護度別に介護報酬が定められており、利用者は1割の負担となっている。従って、施設が決定するものではない。

その他の居住費や食費については、施設が決定しており、介護保険対象外として全額自己負担となっている。ただし、その部分についても、国が定める基準があり、居住費はユニット型個室については1日当たり1,970円が限度額

になり、食費は1日当たり1,380円が限度額であり、極端に高額な利用料金を設定することはしない。

②介護報酬を支払う場合、埼玉県国民健康保険団体連合会(以下、国保連)がレセプト審査を行っており、重複があった場合は支払わないこととなる。医療と介護の重複サービスが疑われる事案については、国保連から市町村に照会があり、職員が医療機関や介護事業者等へ問い合わせを行うなどの確認作業を実施している。

また、事業者に対する県の指導、監査等もあり、適正化を図っているところではあるが、今後もチェック機能の強化を図っていきたい。

その他の質問

・人工透析について



地域防災について

永沼 正人 議員

・質問 地域防災行政無線の難聴地域対策の一環として、当市ではメール配信サービスを開始し有効に機能しているようであるが、まだ登録率は

低く、特に高齢者の登録は難しいように思われる。

そこで他の自治体においては、防災ラジオの補助などを

行っているところもあり、防災ラジオの無償、または有償貸与を実施してはどうかと考えるが、見解を伺いたい。

また、現在、給食センターについては民間委託となっていて、災害時の炊き出しに、給食センターが対応する計画はあるのか、伺いたい。



・答弁 (総務部長)

デジタル式の防災行政無線になった場合、既存のアナログ方式の防災ラジオは使用不可能となる。また、現在、デ

ジタルに対応する受信機器は防災ラジオでなく個別の受信機となっているが、聴覚障がい者の方にも使用可能なように光で受信を知らせるなど高性能なものであり、1台あたり5万円前後と非常に高価なものとなっている。よって、デジタル化への移行が進む現状において、今後使用不能となるアナログ方式の防災ラジオについての補助は非常に厳しい状況である。

給食センターについては、羽生市地域防災計画に基づき、

災害時などに避難所において炊き出しができない被災者に対し、市長が協力要請した場合、給食センターが炊き出し場所として使用できることとなっている。今後、災害を想定し、給食センター周辺の住民を対象とした防災訓練を実施し、周辺住民が設備を使用できるように検討していきたい。

その他の質問

・再生可能エネルギー(グリーンエネルギー)の活用について

ムジナモ自生地に ついて

奥沢 和明 議員

・質問 ムジナモの自生地のある宝蔵寺沼は、国の天然記念物に指定されており、当市の貴重な財産であるが、現在、草や魚の外來種が増え、自生地として良好な環境が保たれていないように思われる。

そこで、宝蔵寺沼緊急調査が5カ年計画で行われているが、その進捗状況を伺いたい。また、自生地の水質が悪化していることから、改善策として、ポンプによる水の循環、用水からの入水の検討及びムジナモ自生地の一角に、PRを兼ねた手づくりによる稲作田の設置をしたらどうかと考

えるが、見解を伺いたい。

・答弁 (生涯学習部長) 緊急調査は、3年目となり、ムジナモ以外の植物や昆虫などの分布、地質など環境面、ムジナモの遺伝子解析など総合的な調査が行われてきた。4年目となる平成24年度は、ムジナモの生育状況などの補足調査を実施し、最終年度に、補足調査を継続しつつ報告書を作成する計画になっている。

その効果もあり、ムジナモの越冬に成功した。近隣用水からの入水は、農薬等の混入が危惧され、ムジナモの生態や沼の適合性の確認が必要であり、慎重に検討したい。

また、試作田の設置は、稲との共生を含めた原風景の復活、自生地の効果的なPRのため、非常に有効であると認識している。しかし、自生地は国指定の天然記念物であり、ムジナモの自生と直接関係する施策のみ実施可能なことから、関係機関と協議し検討し



宝蔵寺沼緊急調査

たいと考えている。

・その他の質問 県立水郷公園に隣接する北側道路拡張整備について

小児救急医療体制に ついて

入江 國夫 議員

・質問 さいたま市岩槻に存する県立小児医療センターをさいたま新都心に移転させる計画が進んでおり、総合周産期母子医療のセンター機能や高度救命救急機能の充実などが期待されている。しかし、一方で県東部の医療体制に空白が生じることも危惧される

ことから、次の点について伺いたい。

- ①羽生市の小児救急体制の現状について
- ②羽生市内の小児科の365日24時間診療体制について
- ③小児救急医療体制の拡充についての今後と羽生市としての対応について

・答弁 (①消防長②③市民福祉部長) ①小児が急病になった際、救急隊が現場に到着後、直ちに状態を観察し、状況、病態に応じ病院選定をするが、急病の場合は、かかりつけの医療機関への収容依頼を最優先し、受け入れ困難な場合、他の医療機関を選定することとなる。また、休日、夜間は収容可能な病院が限られており、埼玉県第二次救急医療圏東部北地区小児輪番制に基づき対応を行っている。

②市内で医師会に所属する小児科を専門としている医療機関は2箇所であり、小児科の初期救急365日24時間診療体制の構築は困難な状況である。



③家庭における初期対応、事前の予防医療に努めることを対応策と捉え、埼玉県小児救急電話相談の普及や子どもの救急ミニガイドブックの活用により、家庭での初期対応能力の向上に努めたい。また、東部北地区医療圏にある病院の存在や活用について十分に周知し、小児救急医療体制の充実を図りたい。

放射線量の測定と小・中学生への教育について

茂木 延夫 議員

・質問 当市の放射線量の除染基準は国が示した基準を用いているが、より厳しい除染基準を設定している自治体も見受けられる。そこで、放射線量の除染基準について、また、当市は、簡易測定器を用いての測定を行っているが測定器の精度は確保されているか、

伺いたい。
さらに、文部科学省より放射線について学ぶ副読本が公開されているが、小・中学校の授業をどのように行うのか、教える側の教員の養成・確保と併せて、見解を伺いたい。
・答弁(経済環境部長・学校教育部長)

平成23年11月、埼玉県は県所有の施設に関する測定、除染の対応方針を定め、国が地表からの高さを1メートルとしているところを、施設の利用者に合わせて1センチ、50センチ、1メートルと国より厳しい基準を定めた。そこで、当市についても、県の基準に準拠した除染基準を用いていきたいと考えている。
また、当市が使用している簡易測定器は日本製で、メーカー出荷時にJCSS登録業者による校正成績書をもとに



校正された社内基準器を基準とした置換法により校正を行っており、比較的精度は高いものと捉えている。
放射線学習は重要と認識しており、平成23年度は震災後

の状況を踏まえた放射線の学習を実施した。平成24年度からは、年間指導計画に位置づけ、副読本を積極的に活用した放射線教育を進めていきたい。また、教員については、身を守る方法などの放射線教育を行えるよう、研修に参加することなどにより、確かな知識の習得に努めるよう指導していきたいと考えている。
・その他の質問
高齢者に肺炎球菌ワクチンの助成を

子ども医療費助成制度の支給の在り方について

斉藤 隆 議員

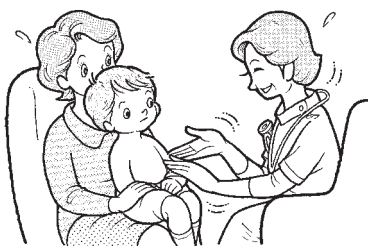
・質問 子ども医療費助成制度は、子育て支援制度の中で重要な施策であり、より効果的、効果的に機能を発揮するため、対象者が利用しやすい制度でなくてはならないと考える。

そこで、これまで、市当局が示してきた「病院側との調

整」「事務の煩雑化」など現物給付についての課題や問題点について、踏み込んだ内容の説明と解決に向けた方法の見解について伺いたい。また、窓口たて替え払い方式から現物給付方式への移行を前提とし、その前段として自動償還払い方式を導入してはどうか。

・答弁(市民福祉部長)
これまで、市が示した内容は、ほぼ解消されており、絶対的障壁となるものでないと認識している。しかし、現物給付導入により受診機会が増え、医療費の増加が見込まれることや現物給付方式を実施したこと増加する医療費は、国が負担しないことから、国民健康保険国庫負担金が減額になるといった問題がある。
よって、現物給付を導入した際には、大きな財政負担の増加が見込まれることから、現

行の償還払いによる医療費助成を継続したいと考えている。
自動償還払い方式は、受診者が申請に係る手続きが不要となる利点があるが、導入には医療機関の協力が必要なことや審査機関や医療機関への手数料が生じ、現物給付以上の負担の発生が考えられる。
そこで、現在、類似する方法として、市民に代わり医療機関が申請書を市へ提出する申請代行に取り組んでおり、この方式を利用してもらえるよう、周知していきたいと考えている。
・その他の質問
水道事業ガイドライン業務指標について
・学校給食について



主要幹線道路等の整備計画について

保泉 和正 議員

・質問 モーターゼーション化が進んだ現在において、車は日常生活に欠かすことのできない移動手段となっているが、有効に活用するためには、良好な道路整備がなされていることが前提である。

そして、当市においても道路整備が行われてきたが、主要道路間を結ぶ幹線道路や生活道路が工事途中で中断しているものも見受けられる。そこで、次の点について伺いたい。

- ① 拡幅部分の地権者への指導について
- ② 中断箇所は何箇所あるのか、また、工事再開の条件は何か
- ③ 新設道路の計画はあるか

・答弁 (まちづくり部長)

① 道路計画用地内に建築行為がなされると、用地交渉に困難を来すだけでなく、非効率な物件移転補償費の発生や道路線形の見直しも必要となるおそれがある。



道路改良工事(その3)市道0105号線(下岩瀬・小松地内)

そこで、そのような事態を回避するため、地権者の理解が得られるよう丁寧な説明を行い、協力依頼の徹底を図ることに努めている。

② 現在、道路工事が中断されている箇所は14箇所となっており、その理由として、用地

買収に依っていただけないことや地元との合意形成がなされていないなどが挙げられる。

そして、これらの問題が解決され、緊急性や優先度が高

い路線は工事の再開が可能と考えている。

③ 現在、県により北部幹線の整備が進められており、北2丁目交差点から東武鉄道を陸橋にて横断し、国道122号バイパスまでの区間を主要地方道羽生外野栗橋線バイパスとして整備している。

また、市道は、イオンモール周辺の整備を進めており、今後については、要望路線の中から緊急性や優先度を考慮し、計画的な道路整備を進めていきたいと考えている。

地域振興センター解散に伴う影響と対応について

蜂須 直巳 議員

・質問 現在、羽生市産業文化ホールの管理運営を受託している(財)羽生市地域振興センターが解散となり、管理運営を民間の指定管理者に移行するといった方向性が示されている。

これにより、今日まで培われてきたスポーツや文化、芸

術団体、ボランティア等と築かれた協力関係が途絶え、当市の芸術、文化も停滞してしまうといったことが懸念される。そこで、今後の施設運営への影響について、また、事業の取り組みの在り方、各種団体との今後の関わりについて、見解を伺いたい。

・答弁 (企画財務部長)

(財)羽生市地域振興センターは、公共施設の管理運営など、行政の補完機能としての役割を担うことを目的に設立し、当市の文化の振興とスポーツレクリエーション、勤労者の福祉の向上などを司ってきた。そのようななか、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律が施行され、熟考が重ねられた結果、平成23年度末で解散することとなった。

当該施設への影響についても、管理体制が変わっても、市と関係団体との良好な関係は継続し、伝統文化も継承しなければならぬと認識している。一方で、当該施設は現在、貸し館業務が中心となっており、日常的な活動を行っているボランティア団体との関係は極めて少なく、影響はほほえないものと捉えている。

また、指定管理者の導入を前提とした場合、万全な選考を期し、経験、実績を十分に踏まえた審査を行いたい。そして、民間的経営手法によるきめ細かい質の高いサービス

を提供するため、円滑、適正にアウトソーシングができる体制を整備したいと考えている。

その他の質問

・安心目線の放射線量測定を



羽生市産業文化ホール

議案に対する質疑

「議案に対する質疑」は、議会に上程された議案について、質疑を行うことであり、賛否の意思決定をするため議案の提出者に対し説明や考えを求めるものです。今期定例会では、次の議員によって行われました。

永沼 正人 議員

○議案第67号 平成23年度羽生市一般会計補正予算(第8号)

・質疑 第2表債務負担行為補正、羽生市体育館及び羽生中央公園指定管理業務委託について、次の点を伺いたい。

- ①金額設定の根拠
- ②どれだけの経費削減効果があるのか

・答弁(学校教育部長兼生涯学習部長)

①平成20年度から22年度における市体育館及び中央公園の施設管理経費の実績並びに施設管理に係る人件費相当額の合計額に95%を乗じた額、年額5,400万円、指定管理期間3年間の合計額1億6,200万円を上限額とし、指定管理者の募集を行った。業者選定の結果、指定管理者候補者から提出された3年間の指定管理料見積額は1億6,055万2,000円であるため、1億6,060万円とした。

②過去3年間における市体育館及び中央公園の施設管理経費の実績及び施設管理に係る人件費相当額の合計額は1億7,375万880円である。

また、指定管理者候補者から提出された見積額は1億6,055万2,000円であることから、約7.5%の経費の削減となるものと考えている。

〈その他の質疑〉

・議案第76号

斉藤 隆 議員

○議案第77号 羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

・質疑 毎日興業(株)が約2年9カ月間の施設運営を担ってきたわけだが総括として、次の点を伺いたい。

- ①利用者の満足度や苦情
- ②施設管理の状況及び経費削減効果
- ③解決すべき課題及び今後3カ年へ向けた施設運営の在り方

・答弁(経済環境部長)

①利用者からの意見や要望を聞くためのアンケートを実施している。評価としては全ての項目で90%近くの方が「良い」との評価をしており、ほとんどの利用者に満足をいただいているものと判断している。

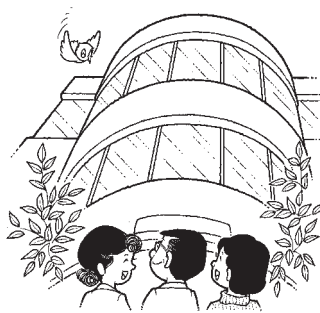
②既存の照明器具をLED照明に交換したり、本来外注されることが多い日常清掃をはじめ、簡易な修繕や植栽の剪定など、自らの職員で実施し、経費節減を行っている。また、これまで以上に自主事業を充実させることや自らの収益を上げ指定管理料の更なる削減も公言している。

③指定管理料を削減していく中で、いかにサービス水準の維持・向上が図れるかが課題となっている。今後は、これまでのモニター

ングの結果を踏まえ、より良い施設に心掛けていきたい。

〈その他の質疑〉

・議案第63号、67号、72号



蜂須 直巳 議員

○議案第76号 羽生市体育館及び羽生中央公園の指定管理者の指定について

・質疑 指定管理者導入後も今日まで各種団体が年間行事として取り組んできた諸行事の開催・運営に支障は出ないのか、見解を伺いたい。

・答弁(学校教育部長兼生涯学習部長)

体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等、各種スポーツ団体の実施する年間行事、事業については、毎年度、スポーツ振興課にお

いて各団体より行事日程等の要望を確認し、日程調整等を行ってきた。指定管理者導入後についても、市の主催事業及び各種団体主催のスポーツ大会等の開催については、今後も市が主体的に実施支援を行うこととし、従来同様にスポーツ振興課において日程調整を行い、事業・大会等がスムーズに開催できるよう努めていく。

市のスポーツ振興に関して、市と市体育協会等、各種スポーツ団体との協力、信頼関係が不可欠である。これまでの協力、信頼関係がさらに深まり、各種大会が盛大に開催されることにより、なお一層のスポーツ振興の推進を図り、利用者への市民サービスの内容が低下しないよう、適正な施設管理の確保に努める所存である。

中島 直樹 議員

○議案第67号 平成23年度羽生市一般会計補正予算(第8号)

・質疑 東日本震災による福島第一原子力発電所の放射能対策が拡大されたため、

あだたら高原少年自然の家の解体が年度内に見込めなくなったとの説明であったが、次の点を伺いたい。

①解体について今後の予定はどのようになるのか。

②繰越明許は、翌々年度への繰り越し、あるいはそれ以上さらに繰り越しということも可能なのか。

・答弁（学校教育部長兼生涯学習部長）

①自然の家は、平成24年3月まで被災者支援の立場から二本松市へ提供していたため、平成24年4月から業者指名や入札等、施設の解体に向けた手続きを進め、6月には解体工事着工と考えている。工期は3カ月以内と見込み、9月には土地の造成工事に着手し、降雪前の10月中には終了となる予定である。

また、この土地が国有林であるため、平成25年度中に植林を行い、その後、福島森林管理署の検査を経て、この事業は完了となる。

②繰越明許費は地方自治法第213条の定めにより、予算を翌年度に繰り越しして使用することができるとのことである。

め、翌々年度への繰り越し、あるいはそれ以上にさらに繰り越すことはできないものと認識している。



入江 國夫 議員

○議案第76号 羽生市体育館及び羽生中央公園の指定管理者の指定について

・質疑 指定管理者導入後、現在のスポーツ振興課と都市計画課の職員体制は臨時職員も含めてどのように変わるのか、伺いたい。

・答弁（学校教育部長兼生涯学習部長）

指定管理者に行わせる業務の内容は、市体育館及び中央公園に係る施設設備の維持管理及び使用許可申請、使用料の徴収等、窓口受付業務など、

市体育館及び中央公園の管理業務が主たる業務である。また、スポーツ、レクリエーション団体の育成、支援、市主催の各種スポーツ行事の開催、スポーツ、レクリエーションの普及、奨励などについては、今後も引き続き市の業務として行う考えである。

指定管理者制度導入後の職員体制については、現在検討中であるが、これら指定管理者が行う業務に係る現在の市職員の人員配置部分については削減の方向となると考えている。今後、指定管理者に行わせる業務と市が引き続き行う業務の細分化に十分考慮しながら検討していきたいと考えている。

〈その他の質疑〉

・議案第67号



議案第67号に対する修正案を可決

12月14日、本会議最終日に常任委員長の審査報告の後、2名の議員から議案第67号に対する修正案が提出されました。

提案説明の後、採決を行い、議案第67号に対する修正案は、賛成多数で可決されました。

（修正案に対する個々の議員の賛否は、次頁の審議案件とその結果をご覧ください。）

議案第67号 平成23年羽生市一般会計補正予算第8号に対する修正案の内容

一般会計補正予算のうち、

羽生市体育館及び羽生中央公園に関する平成24年度から26年度までの指定管理料の債務負担行為（地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為）の補正1億6千60万円を削除しようとするもの

議案の修正とは
市長や議員が提出した議案の内容を一部削除、追加、減額などにより変更すること。
議員又は委員会に修正案提出の権限が与えられているが、議員が修正案を提出するには、地方自治法の規定により議員定数の1/12以上（本市の場合2人以上）の発議によりなければならない。

と平成9年は、議員提出議案が否決されたもので、市長提出議案が否決されたのは、昭和33年以来2回目となります。

議案第76号を否決

12月14日、本会議最終日に市長提出議案の採決が行われ、議案第76号は、賛成少数で否決されました。

（議案に対する個々の議員の賛否は、次頁の審議案件とその結果をご覧ください。）

議案の否決は、昭和33年7月、平成元年3月、平成9年12月と過去3回あり、平成元年

議案の内容

議案第76号 羽生市体育館及び羽生中央公園の指定管理者の指定について

体育館と中央公園の管理を指定管理者候補として選定した事業者に指定するもの

12月定例会 審議案件とその結果

●議決結果の公表について

議会改革の一環として、「市民に明確な意思表示をする」という目的のもと、議員自らの考えを分かりやすく市民に示す手段のひとつとして、各議員の表決結果を掲載しています。

【賛成：○ 反対：× 退席：退 欠席：欠】

薫風会…薫風 拓政会…拓政 公明党…公明 日本共産党…共産 無党派…無派

12月定例会（市長提出議案）

議案番号	議案名	薫風					拓政				公明	共産	無派	無派	無派	審議結果
		永沼正人	根岸義男	茂木延夫	奥沢和明	中島資二	島村勉	保泉和正	松本敏夫	高橋督儀	斉藤隆	入江國夫	新井貫司	中島直樹	蜂須直巳	
第62号	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度羽生市一般会計補正予算（第6号））	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	承認
第63号	平成23年度羽生市一般会計補正予算（第7号）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第64号	平成23年度羽生都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第65号	平成23年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	×	○	○	原案可決
第66号	平成23年度羽生市水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第67号	平成23年度羽生市一般会計補正予算（第8号）【修正案】	○	○	○	×	×	○	○	○	—	○	○	○	○	○	可決
	平成23年度羽生市一般会計補正予算（第8号）【修正以外の部分】	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	×	×	○	○	可決
第68号	平成23年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	×	○	○	原案可決
第69号	平成23年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	×	○	○	原案可決
第70号	羽生市税条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第71号	羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第72号	羽生市もくせいの里条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第73号	羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第74号	彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第75号	埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	原案可決
第76号	羽生市体育館及び羽生中央公園の指定管理者の指定について	×	×	×	○	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	否決
第77号	羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	×	○	○	○	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	同意

請願

請願第3号	「非核三原則」の法制について国への意見書提出を求める請願	×	×	×	×	×	×	×	×	—	○	○	×	×	○	不採択
-------	------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

※議長は採決に加わりません。

議会基本条例の策定に取り組んでいます

市議会では、議会基本条例の策定に取り組んでいます。平成22年7月に議員全員参加による議会基本条例に関する研修会を実施し、同年9月に羽生市議会基本条例策定委員会を立ち上げました。

12月までの3カ月間に7回の委員会を開催し、条例の素案を策定いたしました。翌23年2月にパブリックコメント（市民からの意見募集）を行い、市民の皆様から多くのご意見をいただきました。その後、市議会議員選挙により、一時中断しておりましたが、本年7月から策定委員会を再開し、市民の皆様からのご意見の検討や条例素案の見直しを進めています。

今後の進捗状況についても、「羽生市ぎかいだより」のなかで定期的にお知らせしていきたいと考えております。

議会基本条例とは

議会の基本的事項や議会改革について定めた条例。多くの地方議会で制定や検討が進んでいる。

埼玉県都市競艇組合 議会議員の選挙

埼玉県都市競艇組合議会議員の任期が、平成23年12月31日をもって満了になるため、本会議において選挙を行いました。

その結果、指名推薦により、高橋督儀議長が当選し、同組合議会議員に選任されることとなりました。

人権擁護委員候補者の推薦に同意

人権擁護委員のうち、小磯正委員の任期が平成24年3月31日をもって満了となるため、新たに増田利夫氏を推薦したいとして、市長から意見を求められました。

市議会では、同氏を適任と認め同意いたしました。



ボートレース戸田

県内15市で構成する都市競艇組合の収益金の一部は、毎年構成各市に交付され、市民の皆様の暮らしに役立っています。平成22年度は、6千万円の交付金がありました。

開催日

日	月	火	水	木	金	土
				2月16日	17	18
19	20	21	22	23	24	25
第2回 太田胃散カップ					ポトピア栗橋カップ開設2周年記念	
26	27	28	29	3月1日	2	3
ポトピア栗橋カップ開設2周年記念						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
第11回 日本レジャーチャンネル杯						
第11回 日本レジャーチャンネル杯					SG第47回 総理大臣杯	
18	19	20	21	22	23	24
SG第47回 総理大臣杯						携帯マクル杯
25	26	27	28	29	30	31
携帯マクル杯					第22回 東京スポーツ杯	

3月定例市議会の日程

3月定例市議会は、左記のような日程で予定されています。

月日	曜日	時刻	内容
2月24日	金	午前9時30分	本会議初日(開会)
2月25日	土		
3月4日	日		議案調査等のため休会
3月5日	月	午前9時30分	本会議(議案に対する質疑)
3月6日	火	午前9時30分	本会議(市政に対する一般質問)
3月7日	水	午前9時30分	本会議(市政に対する一般質問)
3月8日	木	午前9時30分	本会議(市政に対する一般質問)
3月9日	金	午前9時30分	各常任委員会
3月10日	土		休日のため休会
3月11日	日		
3月12日	月	午前9時30分	各常任委員会
3月13日	火	午前9時30分	各常任委員会
3月14日	水	午前9時30分	各常任委員会
3月15日	木		事務整理等のため休会
3月21日	水		
3月22日	木	午前9時30分	本会議最終日(閉会)

※3月定例市議会の日程は、2月22日(水)に開催予定の議会運営委員会にて正式に決まりますので、変更になる場合もあります。

傍聴について

羽生市議会では、本会議の傍聴を実施しております。市役所5階で受付をしていただければ、どなたでも傍聴できます。(一般席48席) また、常任委員会の傍聴(6席)も実施しておりますので、開催日等をご確認のうえ、お気軽におこしください。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。議会事務局にお問い合わせください。
☎048(561)1121
内線 513



本会議傍聴の様子

各常任委員会の経過

総務文教 委員会

委員会に付託された案件は、議案4件、請願1件でした。

羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定の審査では「当該施設は指定管理者制度を導入し3年が経過したが、指定管理者が行った特徴のある自主事業としてはどのようなものが挙げられるか。」との質疑に対して「スポーツ吹き矢など、多彩で専門的なスポーツ教室などが実施されており、参加者から全国大会で優勝する方が現れるなど、民間事業者のノウハウを活用したことによる成果が生まれているものと捉えています。」との答弁がありました。これらの審査の結果、付託議案のうち、議案第76号を除く3議案は原案のとおり可決

すべきものと決し、また、請願は不採択とすべきものと決しました。

議案第76号については「当該議案に係る指定管理者の導入については、人員配置などの細部に渡る十分な調整、準備がなされておらず、業者選定を最大の事務事業であると捉えている節が見受けられる。よって、賛成できない。」と



審査結果を報告する茂木委員長

いう討論と「指定管理者制度を導入することにより、市民サービスを低下させずにコスト削減を図るといふ姿勢は大いに評価できる。また、指定

都市民生 委員会

委員会に付託された案件は、議案6件でした。

管理者候補者については、過去の経験、実績などをみても適任であると思われる。よって、賛成すべきである。」との討論があり、採決の結果、否決すべきものと決しました。

平成23年度羽生市一般会計補正予算第8号の審査では、社会福祉総務費において「重度心身障がい者居室及び居室整備資金貸付金の当初予算を200万円としたのはなぜか。」との質疑に対し「この制度は、居室整備資金について1世帯あたり200万円、車いす専用居室整備資金について1世帯あたり500万円を限度額とした貸付制度である。当初予算は、過去の実績から居室整備資金の限度額である200万円を計上したが、今回、車いす専用居室整備資金の申請があったため300万円を増額補正するものである。」との答弁がありました。



審査結果を報告する根岸委員長

委員会では、これらの審査の結果、付託議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

12月定例市議会傍聴者数

11月28日	4人
12月5日	20人
6日	60人
7日	11人
14日	0人
計	95人

常任委員会傍聴者数

12月8日	2人
計	2人

《議会だより編集委員会》

委員長	高橋 督儀
副委員長	松本 敏夫
委員	保泉 和正
委員	茂木 延夫
委員	根岸 義男



ご意見などを
編集委員会まで

☎048(561)1121

(内線 513)